

改元・10連休に関するお知らせ

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、2019年4月27日から5月6日までが10連休となるほか、同年5月1日に改元が行われる見込みです。これらに関して、お取引においてご留意いただきたい点を取りまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 10連休に伴う取扱い

(1) 窓口の営業について

・連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、窓口で必要となるお手続きにつきましては、連休前にお早めにお問い合わせをお願いします。

(2) 連休中のATM等のご利用について

・連休中であってもATMは引き続きご利用いただけます。当金庫では連休中も補填等の対応を行うことにより継続的なATMの稼働に努めていく予定ではございますが、設置場所によっては、一部の端末で現金が足りなくなり一時的に稼働を停止するATMが出てくる可能性もあります。予め連休中に多額の現金が必要となることを把握されている場合には、なるべく連休前にご準備くださいますようお願い申し上げます。

(3) 連休中の振込み等のお取扱いについて

・連休中であっても、全国銀行資金決済ネットワークが休日等に提供する※「モアタイムシステム」に接続する金融機関同士であれば、原則、振込の即時入金が可能となります。詳細は、振込の際のATM・インターネットバンキング等の画面をご確認ください。

※「モアタイムシステム」・・・365日24時間 即時振込が可能となるシステム

※ 金融機関、口座の状況、ご利用のサービス等により即時の入金とならない場合がございますのでご注意ください。

・ATMやインターネットバンキングの限度額を超えるお振込みにつきましては、連休前後は窓口の混雑が予想されますので、連休前にお早目にお手続きください。

・連休中の海外からの送金につきましては、連休明け速やかに対応をさせていただきますが、取引目的の確認等を行わせていただくため、入金までにお時間を頂戴する場合がございますので予めご了承ください。

(4) 口座引落とし日、返済日等の変更

- ・10 連休中に口座振替日が設定されている場合、口座からの引落日は翌営業日（5 月 7 日）扱いとなりますので、予め必要な資金の口座へのご入金をお願いいたします。
- ・融資取引に係る返済日が 10 連休中に設定されている場合は、当金庫との契約内容に従い、前営業日（4 月 26 日）扱いまたは翌営業日（5 月 7 日）扱いとなりますので、利息の取扱い等を含め契約内容をご確認ください。

(5) 資金計画のご確認について

- ・連休に伴い、例えば、給与振込等の出金日が連休前に、取引先からの入金日が連休後となるなど、各種入出金が通常と異なったスケジュールとなる可能性があります。お手元の現金の準備を含め、連休前後や連休中の資金計画を改めてご確認くださいませすようお願い申し上げます。
なお、連休前に振り出された小切手については、呈示期間が短くなりますので、ご注意ください。

(6) 各種データ、源泉所得税等の早持込み、資金計画のご確認のお願い（事業者の方向け）

- ・給与振込や口座振替請求等の依頼につきましては、「3 営業日前まで」のデータの持込をお願いしているところですが、通常持込を依頼している日付が連休中または連休直後となる場合、持込期限が通常よりも早くなる可能性がありますので早めの持込にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、従業員の給与に係る源泉徴収税や特別徴収住民税の納付にあたっては、早めのお持込みにご協力くださいますようお願い申し上げます。また、源泉所得税につきましては、e-Tax を利用した電子納税が便利です。これを機にご利用をご検討ください。

2. 改元に伴う対応

(1) 手形・小切手の取扱い

- ・改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご利用について
「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019 年 5 月 1 日以降）もご利用いただけます。
「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号に修正いただくことが考えられますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡となることはありません。

・改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点

改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正いただいてもどちらでも構いません。

・元年表示について

手形・小切手の新元号の表示方法は、「(新元号) 元年×月×日」、「(新元号) 1 年×月×日」のどちらでも差し支えありません。

(2) 各種帳票類に関する取扱い

・当金庫は、お客さまに記入いただく申込書や当庫が発行する明細等の各種帳票類において、元号を使用している場合があります。当金庫においては、新元号が公表され次第、順次、各種帳票類の差替作業を進めさせていただきますが、状況によっては改元日には間に合わず、5月1日以降も引き続き「平成」表記の帳票をご利用いただく場合がございますので予めご了承ください。

(3) 官公署発行の証明書等について

・運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書等として受け付けいたします。

ご注意ください！

- ・金融機関職員を装い、改元を名目にキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺が確認されています。
- ・銀行協会職員や金庫職員がキャッシュカードを預かることや、暗証番号を聞きだすことは絶対にありません！

以 上